

新発田市監査委員公表第2号

定期監査結果の公表について

令和6年度定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月13日

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 板 垣 功

令和 6 年度 定期 監 査 結 果

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員 坂 上 徳 行

監査委員 板 垣 功

なお、板垣功監査委員は、新発田市議会議員であるため、監査対象とした議会事務局及び選挙管理委員会事務局の所管事務事業のうち、自己に係る部分の監査については、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定に基づき除斥した。

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

ア 監査の対象課、機関、局等

① 議会事務局

② 市長の事務部局

総務課、人事課、財務課、契約検査課、情報政策課、収納課、市民生活課、地域安全課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、健康推進課、スポーツ推進課、保険年金課、新発田駅前複合施設、商工振興課、観光振興課

③ 会計課

④ 教育委員会の事務部局

学校教育課、中央図書館、歴史図書館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館、青少年健全育成センター、児童センター

⑤ 選挙管理委員会事務局

⑥ 藤塚浜財産区

イ 監査の対象範囲

① 5 月に実施した課等にあつては、令和 5 年度の財務及び事業管理に関する事務と令和 4 年度及び 5 年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

② 1 0 月以降に実施した課等にあつては、令和 6 年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和 5 年度及び 6 年度の契約、補助金等及び指定管理者関係事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、法令等に従い適正に処理されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性といった観点についても留意し、以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 指定管理者との年度協定の締結、委託料の支払い、実績報告等は、適正に行われているか。なお、指定管理者の指定後、最初の監査であるときは、一連の指定手続が法令等に基づき適正に行われているかどうかについても実施する。
- ⑤ 出勤簿、休暇整理簿、時間外（休日）勤務命令簿、週休日の振替簿・代休日指定簿及び出張命令簿が、正確に記載され、適正に処理されているか。また、時間外勤務手当、旅費の支給は適正であるか。
- ⑥ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑦ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑧ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑨ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所

監査委員事務局

(6) 監査の実施期日

令和6年5月9日から令和7年2月4日まで

(7) 監査の方法

監査開始前に所属長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

上記「監査の着眼点及び主な実施内容」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、行政の組織及び運営の合理化におおむね努めているものと認めたが、次に掲げるとおり、一部に是正、改善又は注意を要する事項があった。

契約事務では、工事請負契約で本来、一体として設計、発注すべき工事（自然災害等の復旧や緊急であることが客観的な事実に基づき説明できる場合を除く）を、予定価格が新発田市契約規則第29条第1号の随意契約の限度額（工事又は製造の請負 130万円）を超えないように設計し、分割して契約を締結している事例が確認された。

また、執行伺や契約伺が行われていないもの、執行伺で記入しなければならない項目が記入されていないもの、随意契約において適用条項が誤っているものなど、関係法令等に定められた契約事務が適切に行われていない事例が確認された。

また、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分において、令和6年11月21日付けで契約検査課から通知があったとおり、新発田市議会の議決を経ずに契約を行い追認を受けた事例や、教科書等の購入に係る契約において、当市の契約規則等に基づき契約すべき案件にもかかわらず、新潟県教科書供給所が県内の教科書取扱店及びその教科書取扱店が受け持つ学校の割振りを行っていた。新潟県教科書供給所が教科書取扱店及びその教科書取扱店が受け持つ学校の割振りを行う根拠等について対外的に説明できるよう整理されたい。

契約は、公共性の確保、経済性の確保、履行の確保を兼ね備え、市民に疑念を抱かれないよう適正に行わなければならない。法令、規則等に基づいた適正な契約事務を徹底するよう要望する。

補助金交付事務では、交付申請から交付額確定までの一連の事務処理の過程において、新発田市補助金等交付規則に基づいた事務手続が適正に行われていない事例が確認された。新発田市補助金等交付規則に基づき適正な事務手続を徹底するよう要望する。

文書事務では、新発田市文書管理規程と異なる事務手続をしている事例が多数確認され、現状では、全庁的に文書事務の基本的な手続が十分に理解されていない。

文書等は、行政活動の基本的、かつ、不可欠な伝達手段であるとともに、情報公開及び個人情報保護の対象であるため、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常に整理して事務の効率的な運営を確保するように努め、処理後の保管及び保存を適正に行わなければならない。

職員の資質向上に向け、実務に沿った基本的な研修を継続的に行い、新発田市文書管理規程に基づいた適正な事務手続を徹底するよう要望する。

郵便切手等の管理において、切手受払簿の計数が前後でつじつまが合わず、また、切手等の枚数と不一致な事例が確認された。切手等は公金と同様であり、適正な管理を徹底をするよう要望する。

ここ数年、公用車の事故や賠償金を支払う事例が度々発生している。本来あってはならないことであり、再発防止に向け職員一丸となって取組むよう要望する。

前回の定期監査時における指摘・注意事項が是正、改善されていない事例が見受けられた。

指摘、注意を受けた事項は確実に是正、改善し、今後、同様の指摘、注意事項をなくすよう強く要望する。

毎年度、この監査結果、また、定期監査の講評において、指摘まで至らない軽微な注意事項が多数の部署で確認され、所属長に改善を要望している。

この軽微な事項の積み重ねが、やがて大きな問題となり市民の信頼を失いかねない。

今後は、軽微な注意事項についてもなくすよう、所属長をはじめ、各部署が一丸となって取組むよう再度、要望する。

監 査 対 象	監 査 年 月 日	特 記 事 項
紫 雲 寺 支 所	令和 6 年 5 月 9 日	おおむね適正と認めた。
藤 塚 浜 財 産 区	令和 6 年 5 月 9 日	おおむね適正と認めた。
加 治 川 支 所	令和 6 年 5 月 1 6 日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② マイナンバーカード発行手続の誤りにより、賠償金の支払があった。
豊 浦 支 所	令和 6 年 5 月 2 0 日	おおむね適正と認めた。
財 務 課	令和 6 年 1 0 月 3 日	おおむね適正と認めた。
新 発 田 駅 前 複 合 施 設	令和 6 年 1 0 月 7 日 ～ 8 日	おおむね適正と認めた。
中 央 図 書 館	令和 6 年 1 0 月 7 日 ～ 8 日	おおむね適正と認めた。
歴 史 図 書 館	令和 6 年 1 0 月 1 0 日	寄附採納事務について、適正を欠く事務処理があった。
収 納 課	令和 6 年 1 0 月 1 5 日	おおむね適正と認めた。
情 報 政 策 課	令和 6 年 1 0 月 1 7 日	おおむね適正と認めた。
健 康 推 進 課	令和 6 年 1 0 月 2 4 日 ～ 2 5 日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ③ 寄附採納事務について、適正を欠く事務処理があった。 ④ 運行日誌・運行前点検記録表の記載に不備が多数あった。
議 会 事 務 局	令和 6 年 1 0 月 3 1 日	おおむね適正と認めた。
契 約 検 査 課	令和 6 年 1 1 月 5 日	物品売買契約の誤りについて、賠償金の支払があった。
市 民 生 活 課	令和 6 年 1 1 月 7 日 ～ 8 日	おおむね適正と認めた。

会 計 課	令和 6 年 1 1 月 1 1 日	おおむね適正と認めた。
保 険 年 金 課	令和 6 年 1 1 月 1 4 日 ～ 1 5 日	おおむね適正と認めた。
地 域 安 全 課	令和 6 年 1 1 月 1 8 日 ～ 1 9 日	① 行政財産使用料について、使用料の算定に誤りがあつた。 ② 運行日誌・運行前点検記録表の記載に不備が多数あつた。
紫雲寺地区公民館	令和 6 年 1 1 月 2 5 日	おおむね適正と認めた。
学 校 教 育 課	令和 6 年 1 1 月 2 8 日 ～ 2 9 日	契約事務について、疑念を抱かれる事務処理があつた。
人 事 課	令和 7 年 1 月 9 日	おおむね適正と認めた。
青 少 年 健 全 育 成 セ ン タ ー	令和 7 年 1 月 1 4 日	① 公務中に公用車の事故があつた。 ② 運行日誌・運行前点検記録表の記載に不備が多数あつた。
児 童 セ ン タ ー	令和 7 年 1 月 1 4 日	おおむね適正と認めた。
ス ポ ー ツ 推 進 課	令和 7 年 1 月 1 6 日 ～ 1 7 日	おおむね適正と認めた。
観 光 振 興 課	令和 7 年 1 月 2 3 日 ～ 2 4 日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があつた。 ② 文書事務について、新発田市文書管理規程と異なる処理をしているものがあつた。 ③ 行政財産使用許可について、適正を欠く事務処理があつた。 ④ 公務中に公用車の事故があつた。 ⑤ 運行日誌・運行前点検記録表の記載に不備が多数あつた
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	令和 7 年 1 月 2 7 日	おおむね適正と認めた。
商 工 振 興 課	令和 7 年 1 月 3 0 日 ～ 3 1 日	① 補助金交付事務について、適正を欠く事務処理があつた。 ② 契約事務について、適正を欠く工事の発注があつた。 ③ 行政財産使用料について、使用料の算定に誤りがあつた。

総務課	令和 7 年 2 月 3 日 ～ 4 日	① 契約事務について、適正を欠く事務処理があった。 ② 郵便切手等の管理が適切ではなかった。 ③ 出張申請を怠っていた。 ④ 公務中に公用車の事故があった。 ⑤ 運行日誌・運行前点検記録表の記載に不備が多数あった。
-----	-------------------------	---